3　英国の表（第三節関係）
　議定書の附属書二―D、附属書一二―A、附属書一五―A、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲは、ＴＰＰにおいて対応する附属書の英国の表の規定を定める。（第一八条関係）
4　最終規定（第四節関係）
㈠　英国は、議定書の署名の日の後一二箇月の間に、議定書を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託することを定める。（第一九条関係）
㈡　各締約国は、議定書の効力発生のための関係する国内法上の手続を完了したときは、書面により寄託者に通報することを定める。（第二〇条関係）
㈢　議定書の効力発生について定める。（第二一条関係）
㈣　議定書の原本は寄託者に寄託すること、寄託者は議定書（改正を含む。）の認証謄本を各締約国及び英国に速やかに提供すること等を定める。（第二二条関係）
㈤　議定書は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とすること並びにこれらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文によることを定める。（第二三条関係）
5　附属書
㈠　締約国の表
(1)　議定書第三条の規定に基づき、英国に対する締約国別の関税に係る約束について定める。（附属書Ａ関係）
(2)　議定書第九条の規定に基づき、英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束について定める。（附属書Ｂ関係）
(3)　議定書第一〇条の規定に基づき、ＴＰＰの附属書一五―Ａに関する英国についての締約国別の追加の情報について定める。（附属書Ｃ関係）
㈡　英国の表
(1)　英国の関税率表について定める。（附属書二―Ｄ関係）
(2)　ビジネス関係者の一時的な入国に関する英国の約束表について定める。（附属書一二―Ａ関係）
(3)　政府調達に関する英国の表について定める。（附属書一五―Ａ関係）
(4)　投資及び国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない英国の現行の措置について定める。（附属書Ⅰ関係）
(5)　投資及び国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない英国の将来における措置について定める。（附属書Ⅱ関係）
(6)　金融サービスについての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない英国の現行の及び将来における措置について定める。（附属書Ⅲ関係）

条約

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書をここに公布する。

御名御璽

令和六年一月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第一号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書

二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）の締約国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）は、

必要な変更を加えた上で、ＣＰＴＰＰに組み込まれ、ＣＰＴＰＰの一部を成す二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ」という。）の規定を想起し、

国又は独立の関税地域がＣＰＴＰＰ第五条（加入）に規定するところにより締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってＣＰＴＰＰに加入することができることを考慮し、

二千二十三年七月十四日付けの委員会に対する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＣＰＴＰＰ）へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に係る作業部会の報告書（文書番号ＣＰＴＰＰ／ＡＷＧＵＫ／二〇二三／Ｒ〇〇一）に留意して、

次のとおり協定した。

第一節　一般規定

第一条　ＣＰＴＰＰへの英国の加入

1　英国は、この議定書が第二十一条（効力発生）の規定に従って効力を生ずる時に、ＣＰＴＰＰ第五条（加入）の規定に従ってＣＰＴＰＰに加入し、ＣＰＴＰＰの締約国となる。

2　この議定書（その附属書及び注を含む。）は、ＣＰＴＰＰの不可分の一部を成す。

3　英国が加入するＣＰＴＰＰは、英国がＣＰＴＰＰの締約国となる日に効力を有する法的文書により訂正され、改正され、又は修正されたＣＰＴＰＰとする。

第二節　個別規定

第二条　第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定

締約国別の定義

1　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第一・三条（一般的定義）及び附属書一―Ａ（締約国別の定義）の規定の適用上、

「中央政府」とは、英国については、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府をいい、次の領域について適用するＣＰＴＰＰの規定に関しては、当該領域の政府をもいう。

(a)　ガーンジー代官管轄区

(b)　ジャージー代官管轄区

(c)　マン島